

段級制規程

第1条（総則）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づき専門委員会組織規程第1条第6号の専門委員会として段位の審査認定施行について定める。

- 2 本協会で公認する段位は戦績段位と名誉段位の2種類とする。
- 3 本協会で公認する戦績段位は初段から10段までの10段階とし、10段を最高位とする。戦績段位は第6条で指定する大会の成績により取得するものとする。
- 4 本協会で公認する名誉段位は初段から10段までの10段階とし、10段を最高位とする。名誉段位は第6条2項に基づき卓球競技の普及、発展に顕著な功績のあった者に対し表彰及び感謝の意をもって贈られるべきものとする。

第2条（資格）

段位を受審するものは本協会登録会員であること。

第3条（審査および認定方法）

初段から3段までは本協会登録会員の申請に基づき、都道府県加盟団体長が審査し本協会が認定する。

- 2 4段から10段までは都道府県加盟団体長の申請に基づき、本協会段級制委員会が審査し本協会が認定する。
- 3 審査認定基準は第6条に基づき戦績段位、名誉段位とし併用も認める。

第4条（登録料）

登録料は1段10,000円とし、既に段位を取得している者は、差額の登録料を納める。

- 2 **基本規程第5章第40条に定める登録会員の種別、第2種、第3種、第4種、第5種**については特例の登録料を納める。
- 3 本協会の発展に貢献し日本卓球の名声を高めた者に対し登録料を免除する場合がある。

種別 登録会員の 等級	第1種、第6種、第7種、第8種	< 特例 > 第2種	< 特例 > 第3種、第4種、第5種
	初段	10,000円	6,000円
2段	20,000円 (初段→2段=10,000円)	16,000円 (初段→2段=10,000円)	10,000円 (初段→2段=6,000円)
3段	30,000円 (2段→3段=10,000円)	26,000円 (2段→3段=10,000円)	20,000円 (2段→3段=10,000円)

- ※4段以降の登録料に特例は発生しない。
- ※かっこ内は差額
- ※登録料には加盟団体への交付金を含む。

第5条（公認手続）

本協会は、認定証とバッジを送付する。段位者はすべて本協会に登録される。
※2024年度以降、新規の級認定は行わない。

第6条（審査認定基準）

戦績段位の審査認定基準は以下の通りとする。

- 初段 (A)全日本選手権大会（一般・ジュニアの部、ダブルスの部、団体の部、マスターズの部）、
(B)全日本社会人選手権大会、(C)全日本実業団選手権大会、(D)国民体育大会、(E)全日本クラブ選手権大会（一般の部のみ）県代表又はこれに相応する戦歴を有する者
- 2段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度2回勝った者、都道府県大会優勝者はこの資格を得ることができる。
上記(A)、(B)、(C)各大会(平成元年度以降の同一大会ごとに計算)計3回出場者はこの資格を得ることができる。
- 3段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度3回勝った者、ブロック大会優勝者はこの資格を得ることができる。
上記(A)、(B)、(C)各大会(平成元年度以降の同一大会ごとに計算)計5回出場者はこの資格を得ることができる。
- 4段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会ベスト8入賞者又はこれに準ずる成績をあげた者はこの資格を得ることができる。
- 5段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会ベスト4入賞者および国際試合日本代表者はこの資格を得ることができる。
- 6段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会優勝者および国際試合日本代表者はこの資格を得ることができる。
- 7段 全日本選手権大会（一般）個人戦優勝者
- 8段 アジア競技大会及びアジア選手権大会個人戦優勝者
- 9段 世界選手権大会個人戦優勝者
- 10段 オリンピック競技大会個人戦優勝者
- ※なお団体戦に於ける勝利回数は、チームの勝利回数をカウントするものとする。

7段以上については平成17年4月1日以降の実績に基づき贈呈段位とする

※大会出場について

上記(A)、(B)、(C)各大会出場者は段位を取得しなければならず、最初に取得した段位のまま以降の大会に出場することが出来る。

2 名誉段位の審査認定基準は以下の通りとする。

- 初段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村（協会連盟））（1年～2年）
② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
③ 公認審判員資格取得者

- 2 段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村(協会連盟)）（3 年～4 年）
 - ② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
 - ③ 上級公認審判員資格取得
 - ④ 国際審判員資格取得者
- 3 段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村(協会連盟)）（5 年～6 年）
 - ② 加盟団体区郡市町村グループ等の指導者として活躍
 - ③ 区郡市町村理事長、副理事長
 - ④ 公認レフェリー資格取得者
- 4 段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村(協会連盟)）（7 年～8 年）
 - ② 加盟団体理事長、副理事長
 - ③ 町村会長、副会長
- 5 段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村(協会連盟)）（9 年～10 年）
 - ② 区郡市会長、副会長
 - ③ 国際試合監督、コーチ
- 6 段 ① 役員歴（都道府県区郡市町村(協会連盟)）（11 年～14 年）
 - ② 都道府県会長、副会長
- 7 段 都道府県会長、副会長および経験者で役員歴 15 年以上で本協会の運営発展に貢献のあったもの（45 才以上）
- 8 段 ① 本協会役員として本協会の運営発展に貢献のあったもの
 - ② 本協会加盟団体の会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（50 才以上）
- 9 段 本協会会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（55 才以上）
- 10 段 本協会会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（60 才以上）

附 則

この規程は平成 24 年 3 月 10 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は平成 25 年 6 月 8 日一部改訂、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 31 年 3 月 9 日一部改訂、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は 2023 年 3 月 18 日一部改訂、2024 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は 2024 年 3 月 16 日一部改訂、2024 年 4 月 1 日より施行する。